

## [事案 22-46] 手術給付金請求

・平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

### <事案の概要>

カテーテル手術を 2 回受けたが、「同一臓器には 60 日間に 1 回の給付を限度とする」約款規程を理由に、2 回目の手術に対する手術給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 2 月～3 月にかけて、「経皮的冠動脈形成術」とするカテーテルによる手術を、約 1 ヶ月空けて 2 回受け、両手術について手術給付金を請求したところ、相手方会社は、疾病特約の約款（以下「本件約款」という）別表の「60 日に 1 回の給付を限度とする」の規定を理由に、2 回目の手術については手術給付金が支払われなかった。

以下の理由により、納得出来ないので、2 回目の手術についても手術給付金(5 万円)を支払ってほしい。また、その支払いが認められない場合は、2 回目の手術に関する入院・手術証明書の文書料 7 千円を支払ってほしい。

- (1) 1 回目手術と 2 回目手術は、別の冠動脈に対する手術であるから、別個の部位に施された手術といえ、60 日間に 1 回の給付を限度とすることは不当である。
- (2) 「60 日間に 1 回の給付を限度とする」旨の約款規定については、相手方会社から全く説明がないため、被保険者等には認知しがたく、悪質な給付拒否に当る。
- (3) 2 回目の手術の前に、1 回目手術の手術給付金の請求をしたが、その際、相手方会社の担当者より 60 日間の給付制限の説明があれば、2 回目手術は緊急性がなかったもので、2 回目手術日を 1 回目手術日から 60 日経過後にすることができたのであり、説明義務違反があった。
- (4) 2 回目手術の手術給付金の請求をする際に、60 日に 1 回の給付制限について説明があれば、2 回目手術の入院・手術証明書の文書料の支出をしなかったものであり、相手方会社の説明義務違反により文書料相当額の損害を受けた。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の請求は法的根拠を欠くものであることは明白であり、その請求に応じることは出来ない。

- (1) 2 回目の経皮的冠動脈形成術は、初回の形成術から 60 日以内になされたものであり、「60 日間に 1 回の給付を限度とする」旨の約款規定に該当しないことは明らかである。
- (2) 申立人に対し、本件特約締結時までに本件約款を交付すること等により必要な説明をしており、そもそも給付金請求時に改めて約款の内容等を逐一説明しなければならない法的義務はない。
- (3) 申立人は、当社の説明に納得せず自己の判断で証明書を取り付けたものであり、同文書料を賠償しなければならない理由はない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提示のあった診断書、約款等の書類にもとづいて審理を行った結果、下記により、本件における保険会社の判断は相当であると判断し、申立人の申立内容を認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条により裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 約款規定を文言どおり解釈すれば、いかなる部位、臓器であるかに関わらず、ファイバースコープ等の方法による手術は、60 日間に 1 回のみ手術給付金が支払われることになり、申立人には、約款上の権利として 2 回目手術に対する手術給付金の請求権がないことは明らかと言える。
- (2) 社会通念上の臓器は、心臓、肝臓等大まかに分類し、これらの臓器の働きを直接助ける器官はこれらの臓器に含まれると考えるのが相当と言える。とすると、冠動脈は心臓の働きを助ける器官として心臓と一体のものと認められるので、「異なる臓器」とは言えない。従って、2 回目手術に対し手術給付金を支払わなかった相手方会社の判断は相当であったと言える。
- (3) 申立人の主張は、給付金請求時に約款の内容についての説明を求めるものだが、保険契約が有効に成立している以上、相手方会社に、給付金請求時に改めて契約の内容を説明する義務は、一般には生じないと言える。そして、1 回目の給付金請求時に関する申立人の主張が、給付金請求時に 2 回目の手術について担当者に話したとするものであったとしても、手術の内容や緊急性について理解することができない担当者が、60 日間に 1 回の給付制限について説明しなくてはならないとは言えない。
- (4) また、2 回目の給付金請求時に関する申立人の主張は、担当者が給付金請求前に 60 日間に 1 回の給付制限の説明をしなかったというものだが、相手方会社は説明をしていたことが窺える。仮に、給付制限の説明がなかったとしても、給付金請求は、申立人の判断によるもので、給付を受けられなかったことによる文書料について、相手方会社に負担を求めることはできない。

<参考> 約款別表「手術給付金倍率表」(抜粋)

87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする)